

令和8年第1回広尾町議会定例会 第4号

令和8年3月12日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 4 議案第23号 令和8年度広尾町一般会計予算について
- 5 議案第24号 令和8年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 6 議案第25号 令和8年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 7 議案第26号 令和8年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 8 議案第27号 令和8年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 9 議案第28号 令和8年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 10 議案第29号 令和8年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 11 議案第30号 令和8年度広尾町水道事業会計予算について
- 12 議案第31号 令和8年度広尾町下水道事業会計予算について
- 13 発議第2号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書の提出について
- 14 発議第3号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出について
- 15 発委第1号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 斎藤 弘樹 | 2番 尾矢 利昭 |
| 3番 大庭 克彦 | 4番 雄谷 幸裕 |
| 5番 山岸 謙一 | 6番 松田 健司 |
| 7番 志村 國昭 | 8番 浜野 隆 |
| 9番 萬亀山 ちず子 | 10番 前崎 茂 |
| 11番 渡辺 富久馬 | 12番 山谷 照夫 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-----|-------|
| 町長 | 田中 靖章 |
| 副町長 | 及川 隆之 |

会 計 管 理 者	沖 田	一 美
兼 出 納 室 長	沖 田	一 美
総 務 課 長	山 崎	勝 彦
総 務 課 参 事	保 坂	一 也
併 総 務 課 参 事	西 内	
併 総 務 課 主 幹	木 村	正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田	邦 昭
併 総 務 課 主 幹	北 山	
企 画 課 長	鎌 田	
企 画 課 長 補 佐	木 下	慶 太
住 民 課 長	柏 崎	弥 香 子
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦	直 子
保 健 福 祉 課 長	山 畑	裕 貴
保 健 福 祉 課 参 事	宝 泉	
兼老人福祉センター所長	山 畑	裕 大
兼地域包括支援センター長	山 畑	裕 貴
兼健康管理センター長	宝 泉	
健康管理センター次長	三 浦	直 大
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭	
兼子育て世代包括支援センター長	浜 頭	
認定こども園ひろお保育園長	舩 田	光 恵
豊 似 保 育 所 長	小 村	和 徳
特別養護老人ホーム所長	金 石	輝 義
兼養護老人ホーム所長	金 石	輝 義
農 林 課 長	寺 井	
兼 町 営 牧 場 長	寺 井	
水産商工観光課長	室 谷	直 宏
水産商工観光課長補佐	山 田	雅 樹
建 設 水 道 課 長	楠 本	直 美
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上	昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎	幸 一
兼下水終末処理センター長	楠 本	直 美
港 湾 課 長	安 岡	伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田	圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	渡 辺 將 人
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
兼学校給食センター所長	三 浦 弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	(19) 田 ㊦ 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、大庭克彦議員、9番、萬亀山ちず子議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

3月9日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

本日、町長から議案1件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第32号

1、議長（堀田） 日程第3、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

先般、行政報告をいたしました養護老人ホームの介護職員による不祥事により、入所者ご本人及びご家族に多大なご迷惑とご心配をおかけしたこと、また、養護老人ホームに対する町民皆様の信頼を著しく損ねたことに対し、改めて深くお詫びを申し上げます。

今回の事案は、町長である私自身、また、副町長におきましても、任命権者としての管理監督責任を重く受け止めるべきものであり、このような事態を招いた責任を明確にするため、本改正条例案を提案させていただくものであります

改正内容であります、令和8年4月分の給料月額につきまして、町長は30%、副町長は20%の減額を行うため、附則を加えるものであります。

今後、町民からの信頼回復に向けて全力を注いでいくとともに、二度とこのような不祥事が起こらないよう、再発防止対策、職員の服務規律の徹底に取り組んでまいります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第23号～日程第12 議案第31号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第23号 令和8年度広尾町一般会計予算についてから日程第12、議案第31号 令和8年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

本案9件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、山谷照夫議員、登壇の上、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（山谷） 予算審査特別委員会審査報告を行います。

令和8年第1回定例会におきまして本委員会に付託された事件の審査結果について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会開催日は、3月5日、10日、11日です。

2、事件及び審査の結果であります。議案第23号 令和8年度広尾町一般会計予算についてから議案第31号 令和8年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件は、審査の結果、「原案のとおり可決すべき」と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第23号 令和8年度広尾町一般会計予算についての1件と議案第24号 令和8年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第31号 令和8年度広尾町下水道事業会計予

算についてまでの8件を2つに分けて討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号1件と議案第24号から議案第31号までの8件を2つに分けて討論、採決を行うことに決しました。

初めに、議案第23号 令和8年度広尾町一般会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂議員。

1、10番(前崎) 議案第23号 令和8年度広尾町一般会計予算に対し、反対討論を行います。

国際情勢が不安定の下、エネルギー価格の高騰や円安で物価高に追い打ちをかける経済状況で、住民の生活にも影響を与えており、早期の事態収拾を求めるところであります。

令和8年度一般会計予算において審議された中で、滞納整理機構運営分担金について、本町の整理機構への引継ぎ額が2020年から2023年度では1,100万円から1,700万円前後であったものが、2025、2026年度は200万円台まで減少していることから、機構に依拠せずとも納税が可能となっているところであります。各自治体が負担する均等割は、2007年度発足当時は10万円のものが、2018年度には20万円に、さらに新年度から25万円に引き上げられ、16万人の市と数千人の自治体が同額を負担しなければならない矛盾が発生しております。

子ども農山漁村ホームステイ受入れ事業は、ほかの自治体との交流の必要性は認識しますが、2015年から当該事業を実施して10年が経過しました。この間の総事業費が1億円を超えています。財源はふるさと納税で、予算説明資料では当該事業で関係人口の増加を図るとしていますが、本町より財政力指数の高い自治体に多額の費用を拠出するのではなく、本町の子どもたちを支援するための政策に充当すべきものと思慮いたします。

全国でも本町だけと言われている政治家の記念館の自治体による運営については適切でなく、速やかに運営形態を見直すべきであります。加えて、事業開始から40年近く経過しており、入館者も300人を下回り、減少傾向にあり、早期の検討が必要であると考えます。よって、本予算案に反対をするものであります。

1、議長(堀田) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、浜野隆議員。

1、8番(浜野) 私は、議案第23号 令和8年度広尾町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

令和8年度一般会計予算については、引き続き基金を取り崩す厳しい予算組みではありますが、まちづくり推進総合計画の後期計画を確実に推進することを基本としながら、産業振興の継続によ

る地域経済の安定への配慮や、社会福祉協議会への新たな支援など、町民が安心して暮らすための事業の維持、向上にも努める内容であります。

教育においても、小中学校の児童生徒に対する給食費の無償化、修学旅行費の助成を継続し、広尾高校存続に向けての広尾高校の魅力向上をまちづくり推進総合計画の重点項目と位置づけ、公設民営塾の常設など、様々な施策を盛り込んでおり、教育環境の向上を目指す内容となっております。

また、新たな公園整備は、子育て環境の充実や町のにぎわい創出につながる広尾町の未来を見据えた重要な事項でもあり、人口減少・少子化対策事業の一環としての役割も担っており、当面の諸課題に対応した予算編成であると評価するものであります。

よって、本予算案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより議案第23号 令和8年度広尾町一般会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員は、起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第24号 令和8年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第31号 令和8年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの8件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第24号 令和8年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第31号 令和8年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案8件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第13 発議第2号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第2号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

8 番、浜野隆議員、登壇の上、説明願います。

1、8 番（浜野） 発議第 2 号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

農業をめぐるのは、昨年4月に「新たな食料・農業・農村基本計画」と「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」が策定され、中期的な目標や方向性等が示されたほか、基本計画の中で令和9年度から水田政策を根本的に見直すことが明記されました。

また、畑作の直接支払交付金単価について、本年7月までに算出根拠となる統計情報等に関する関係者との意見交換を踏まえ、現行の3年に1度の改定にとらわれず、令和9年度における単価改定の是非を含め制度の運用を検討するとしている。

しかしながら、酪農・畜産では、乳価の上昇が収入の増加につながっているものの、円安基調で推移する為替相場や混沌とする世界情勢を背景に飼料をはじめとする生産資材価格が高止まりしており、所得の上昇に結びついておらず、依然として厳しい経営が続き、生産戸数の減少に歯止めがかかっていない状況であります。

畑作においては、直接支払交付金単価の現行算定方式では、生産者の努力によって収量が増えれば交付金単価が下がってしまい、生産意欲の低下につながりかねない状況となっている。

また、米の産地では本年2月現在、水田政策の見直しに関する新たな情報がなく、今後の営農計画を描けない状況にあります。

このため、将来にわたって安心して農業を営むことができるよう、基本計画や酪肉近で掲げる目標達成に向けた一層の生産基盤の強化策や、経営安定に資する所得政策、水田政策の早期明示などが急務となっています。

については、生産現場に寄り添った農業政策の実現に向け、下記の事項を要望する。

1、酪農・畜産においては、予算総額ありきではなく、基本計画や酪肉近で掲げる目標が確実に達成されるよう必要な事業を行うための予算措置を行うこと。

また、生産コストの上昇に左右されない持続可能な酪農・畜産に向けた所得安定政策を講ずること。

2、畑作物の直接支払交付金については、コスト増加を反映した適正な価格形成や生産費などの実態に即した数値を用いるとともに、生産性向上など農業者の努力が報われる算定方式に改善すること。

3、令和9年以降の水田政策について、生産現場の意見を十分踏まえつつ、農業者が将来にわたって営農計画を立てられるよう早期に示すこと。

また、生産現場の実態に即した交付対象要件を設定するとともに、産地交付金については、地域が裁量を持って活用できる制度運用を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第3号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第3号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前崎茂議員、登壇願います。

1、10番（前崎） 発議第3号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

次のページであります。

我が国は、平成22（2010）年より死亡数が出生を上回り人口減少が進み、北海道の人口も平成10年の569万3,495人をピークに人口減少が続いており、令和7年11月末には499万9,438人と68年ぶりに500万人を割り込んでいる。また、本町を含む多くの自治体で人口減少と少子高齢化が進んでいる。

このような状況の下で、地域住民の足となる地域交通・生活路線バスの役割は非常に大きくなっているのに対し、地域路線バスを維持するための「地域間幹線系統確保維持費補助金」は、平均乗車密度が低くなればなるほど補助金が削減されるなど、地域住民の足を守るという趣旨に逆行している制度となっている。

広尾町と帯広市を結ぶ十勝バス「広尾線」は、近年の平均乗車密度が4人前後で推移しており、国の基準値の5人を下回っているため、補助金が上限額より2割以上減額されている。今後さらに平均乗車密度が低くなると、補助金の減額幅が増加することになる。

地方の赤字路線バスを維持するための「地域間幹線系統確保維持費補助金」は、路線バスの経常費用から経常収入を引いた赤字分の20分の9を上限として、国と北海道から補助金の交付がされている。

補助金交付以外の赤字分を沿線自治体の走行距離に応じて負担しているが、広尾町の負担額は、平成22年度の23万4,000円から令和7年度は3,568万9,000円に増額となっている。

今後も負担額が増加すると見込まれているが、これ以上の負担は自治体財政にとって限界であるため、次のことを強く要望する。

記として、1番目、沿線市町村の負担軽減、地域住民の生活に不可欠な地方路線バスを維持・確保するため「地域間幹線系統確保維持費補助金」の現行補助対象経費の上限額を引き上げること。

2、「地域間幹線系統確保維持費補助金」は、平均乗車密度が年間1便当たり5人を下回ると補助金が減額されるが、この減額措置を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第1号

1、議長（堀田） 日程第15、発委第1号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読をさせます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第1号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和8年第1回定例会終了後から令和8年第2回定例会まで。

2、調査事件。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和8年第1回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時28分